

締約国に関する情報 TN	チュニジア 一般情報	附属書 B 1 TN
国内官庁の名称	National Institute for Standardization and Industrial Property (INNORPI) (Tunisia) (国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア))	
所在地	Rue de l'assistance n°8 par la rue Alain Savary, Cité El Khadra, 1003 Tunis, Tunisia	
郵便のあて名	B. P. 57, Cité El Khadra, 1003 Tunis, Tunisia	
電話番号	(216-71) 80 67 58	
ファクシミリ装置	(216-71) 80 70 71	
電子メール	innorpi@planet.tn	
インターネット	www.innorpi.tn	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
チュニジアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
チュニジアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア) (国内段階参照)	
チュニジアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許 欧州：欧州特許の有効化 ¹	
国際型調査に関するチュニジアの規定	なし	

[次頁に続く]

1 2017年12月1日以降に行われた国際出願について (OJ EPO 10/2017, A85参照)。

T N	チュニジア (続き)	T N
国際公開に基づく仮保護	なし	
チュニジアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
チュニジアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載することができる。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	